

第 2 2 章. 競争力及びビジネスの円滑化

締約国は、競争力及びビジネスの円滑化に関する小委員会を設置し、自由貿易地域における経済統合及び開発を促進する競争的な環境を形成する努力を支援するための取組を行うこと、サプライチェーンの発展及び強化を促進するため本協定を実施する方法を探求すること、中小企業のサプライチェーンへの参加を支援する活動を行うこと等を規定している。なお、競争力及びビジネスの円滑化章の規定の下で生ずる事項については、紛争解決章の規定による紛争解決の対象外とすることを規定している。